

## 漢代郡国制についての研究ノート

—杉村伸二氏の「郡国制の再検討」に接して—

中川 祐志

### 一、序章

二〇〇四年度十一月二日、仏教大学アジア宗教文化情報研究所に於いて日本秦漢学会が開催され、関西大学の杉村伸二氏が「郡国制の再検討」と題された講演をされました。杉村氏の見解は、斬新で多くの問題提起を含んでおり、触発されることも多くありました。ただ著者としては首肯し難い点もあり、本稿を借りていささか私の卑見を述べていきたい。

杉村氏の報告された内容は、従来の秦漢時代を紐解くうえで常識とされている概念を覆そうとする斬新な考えに基づく。即ち、杉村氏による報告の主旨は、前漢代に施行されたとされる「郡国制」と「郡県制」の二つの統治システムを説明した内容であった。この二つの統治システムについて従来の学説では、前漢代の為政者である皇帝は中央集権体制を意図して「郡県制」を施行する事を模索したが、止むを得ざる状況によって従来の統治システムであった「郡国制」を採用したとする説が現在の主流である。この「郡国制」の学説については注記しているので読んで欲しい<sup>1)</sup>。然るに杉村氏の見解は、前漢代初期の為政者は「郡国制」を施行すべく考えて施行したのであり、武帝期に「郡県制」に移行したのは意図せざる結果であったと報告され、氏独自の見解を展開している。この杉村氏の見解は氏が報告の際に使用されたレジュメの「おわりに」の部分に、「郡国制による統治体制を整備しつつあったが、一元的な統

治に移行してしまつた」と記載されている事からも理解できる。この杉村氏の見解は非常に斬新な考えではあるが、逆に斬新な考えであるからこそ、より注意深い文章の検討が必要である。即ち、文章のレトリック<sup>2)</sup>に陥り易いという事も考えなければならぬ。私の採るところを先に記載するならば、杉村氏の見解とは異なる意見であり、従来からの学説を支持するものである。

我々若手研究者は、自身のオリジナルを創出するためには従来の学説に依拠するだけではなく、自身の新たな学説を打ち立てなければならぬ。だがこれを行なうためには、自身の学説を主張するための確実なる論拠がなければならぬ。然るに私が研究する前漢代は、研究する上で主に使用する書籍史料は凡そ『漢書』・『史記』の二書であるが、その両書は成立以来、何百年、そして数え切れない人々が通読し、研究されてきた書物であり、その中から新しい視点を探し出す事は非常に困難な事である。因つて事、性急に過ぎれば、文章を自分の都合勝手に解釈するとう誤りに陥るのである。現在、博士論文を作成中の私としては、今回の杉村氏が報告された前漢期に於ける郡国制の再検討の内容は、斬新で刺激的であり、その説に触発された点もあつたが、逆に疑問点も多々生じたのである。

先ず杉村氏の見解についての疑問点を列挙し、それらを以後の本文で考察したい。

一：司馬遷の史観と王綰・李斯の封建・郡県論争について。

二：何故に劉邦期に於いて韓信などの異姓諸侯王を討伐したのか。

三：文帝期に於ける郡国制について。

以上三点の疑問点を明確にする事は、杉村氏の見解に対する私なりの反論、且つ前漢代初期に於ける政治的枠組みの再検討になるであろう事を期待するのである。

## 二、司馬遷の史観と王綰・李斯の封建・郡県論争について

本稿では冒頭に杉村氏の論点を纏め、その上で私の意見を記載させていただく。これは以後三・四章でも同じ形式とする。

先ず二章である。この章では氏の報告の二・三・四項に該当するものであるが、二項は「司馬遷の史観」、三項は「王綰・李斯の封建郡県論争」、三項は「中央集権的統治体制の整備とその限界」についての項目が立てられている。

二項では、司馬遷の史観を『史記』卷十七漢興以来諸侯王年表<sup>①</sup>と『漢書』卷十四諸侯王表<sup>②</sup>の両書から考察している。その中で司馬遷は封建制による郡国制を目指しているとの見解を示す。だが果たしてそうであるのか。

三項では、始皇帝二十六（前二二一）年の王綰と李斯の政治思索の対立であるが、この記事は『史記』卷六秦始皇本紀に記載されている条文である<sup>③</sup>。その内容は、始皇帝が天下を統一し王綰が燕・斉・荊が秦の首都咸陽より遠方である事から、諸皇子を王として封建すべき事を奏上している。併し廷尉李斯の反発により、全国を分けて三十六郡とする郡県制が施行された。然るに当時の王綰と李斯の役職は、王綰が丞相で始皇帝に次ぐ国権の最高位に位置し、李斯は法律を司る廷尉であり丞相の

下位に位置する人物であって、両者の間は相当かけ離れている。而も『史記』の条文をみると「羣臣皆以爲便」と記載されているように、始皇帝を支える秦の知能集団が王綰の意見に賛成している状況の中で、他国出身の客卿である李斯の主張のみで政治施策が変化するのであるか。また先学研究者による始皇帝に対する人物像をみるに、彼が自身の政策と異なる人間を宰相としてそれ以後短くとも約二年間も宰相として国権の中枢に位置させるであろうか。因ってこの王綰・李斯の論争は、予め始皇帝と王綰・李斯との間に一定の方向性を持った結論が存在し、それによつて封建制を主張する官僚一派に対する牽制の意味があつたのではないか。因って氏が主張されるように王綰と李斯の論争を鵜呑みにしてよいものか。

四項では、氏の見解は戦国期以来、各国に於いて中央集権的な国制を整備しつゝあつたが、支配領域が広大になればなるほど、人民<sup>④</sup>に対する徴発の増加や物資の輸送量、情報の伝達等による移動距離は大きくなると定義し、それにともなつて吏・民双方に多大な負担がかかるのが郡県制であり、それを理論づけるべく三つの条文を記載しているが<sup>⑤</sup>、果たしてその三文を条文の内容のとおり捉えてよいのか。

以上の疑問点を中心に以後の本章を展開していき、氏の見解に一石を投じたい。

先ず司馬遷の立場から考えたい。司馬遷は武帝期に存命した人物である。私が考える前漢代とは、東周期に多数勃興した諸子百家の中で、儒家思想が国家の統治システム、または政治的カテゴリーとして体系化しつつある時代であり、儒家思想を主張する人々が中央政界に進出し、国家の政治的枠組みの根幹を形成しつつあつた時代でもあつたと定義す

る。例えば高祖期には叔孫通、文帝期には賈誼、そして武帝期には董仲舒等が代表的な人物である。板野長八氏の見解では、彼等は孔子以来の本来的な儒家思想を保持する立場であるとするならば政治とは相反する思想であり、儒家思想家であるならば逆に政治を司る政府に対して反する立場でなければならぬ<sup>⑧</sup>。因つて彼等は本来の儒家思想家ではなく、政治権力に妥協した儒家の亜種的存在であると言える。だが前漢期の初頭から中期にかけて彼等亜種が儒家思想の主流になりつつあった時代で、その流れは君主、即ち「皇帝権」を中心として政治権力を維持すべきであるとする思想の法家思想と、従来の宗族制を維持すべきであるとする思想の儒家思想との融合であり、その趣旨は『韓非子』の忠孝篇にも見られる現象である。然るに儒家思想は成立当初から或る矛盾を抱えていた。即ち、「君に忠」・「親に孝」の思想である。孔子以来、歴代の儒家思想家は、この相反する両極の考えの挟間で困惑し、孟子・荀子等、儒家を代表する人々が何とか理論付けしようと模索した。そのような状況下、司馬遷は漢室の天命思想による正統性を主張する事を意図しており、その上で秦室が短命王朝に終始した事に鑑み、そして周室が長期王朝にあつた事を考慮にいれて、封建制を主張しているのである。

この場合、板野氏の儒家思想に対する見解に依拠すれば、孔子の考える儒家思想とは、外は長幼の節が守られる社会、内は父子・兄弟関係を中心とする宗族・家族であると定義され、外は「忠」、内は「孝」を第一義として、この二つの義の中では「孝」がより重要であるとする、閉鎖的な宗族制を君主権より上位に位置させたのである<sup>⑨</sup>。逆に法家思想に於いては、君主権を強化する事を意図した思想である事から、宗族制を崩壊させ、従来宗族に含まれる宗族乃至人間個人々人を君主権の下に統合する事を目的とし、君主の下に於いては臣民は存在的に平等であり、

身分は功績によつて君主から与えられる事により、君主に対する恩が生じる事から、「忠」の義が「孝」の義を上回る社会体制であるべきだとする統治思想である。故に、法家主義が封建制を認めるといふ事は、君主権を伸張さすべきうえで矛盾する事となり、また土地は全て君主一人の独占物であるという立場から、諸侯は功績によつて君主から土地を預かり、交代も減俸も全て君主によつて決定さるべきものでなければならぬ<sup>⑩</sup>。因つて王綰と李斯の封建・郡県論争は、法家と儒家の意見対立であるのみならず、思想対立であると考えるべきである。

また統一国家秦朝は、東周期に周の封国であつた秦國のころから商鞅<sup>⑪</sup>の変法以来法家主義を国家体制の第一義としている国家である。故に首都咸陽を中心として郡県制を施行していた事は認められるべき事実であろう。その状況の中で王綰が封建制を主張した事に意義がある。だが私の考える王綰の上奏は、杉村氏が主張される広領域の統治方法として封建制ではなく、別の意図があつて始皇帝に上奏したと考えている。その理由として王綰は上奏文の中で郡県制に対して反対する意見は述べていない事である。ただ燕・斉・荆の土地は首都咸陽に遠い事から皇子を以つて王とすべきであると主張しているに止まつており、郡県制に対する批判はない。それに対して李斯は儒家思想家に属する荀子に学んだとはいえ法家思想に属する人物であり、彼が皇帝権力を強化する事を目的としていた始皇帝の意図を代弁して郡県制を主張した事は明確である。然るに統一国家秦国内に於いて、他の諸侯国を統一する過程で自國の官僚として吸収した人材が多数いた事は容易に想像ができ、彼等の中には儒家思想を捧持した人も居たはずである。因つて丞相王綰と廷尉李斯の郡県・封建論争は、それらの官僚達に対する秦國の政治施政方針の表明であり、彼等の発言に対する牽制の企図があつたと考えられる。

ではこの両者の間にある政治施策的危惧とは何であるのか、その点が疑問となる。杉村氏は報告のレジメの中で、三項を承ける形で四項にその結論を記載されている。そして以下のように郡国制（封建制）について記載されている。

・郡国制：広領域に対する統治の方法。そして郡国内に於いては中央と同じく郡県制。

その上で、前漢期初頭に行なった郡国制は、「空間的な限界」を理由として郡国制と郡県制の折衷を行なったとの見解に至っている。即ち、首都からの距離に比例して情報伝達が遅滞し、並びに人的・物的費用の増大等、吏・民双方に多大な損害と負担を課す状態となる。因って秦・漢初期に於いては王綰の主張の如く遠方の領土に於いては封建制が常識であったと杉村氏は結論付けたのである。

この杉村氏の見解は一面的では正しいと思われる。だがそれだけの理由で国政を左右できるであろうか。確かに秦に於いても、漢に於いても、建国当初は政治目的として民心掌握を第一義としたはずである。だが杉村氏の場合は、あまりにも一面的にしか見ていないのではないだろうか。郡国制にしても、郡県制にしても、この場合の民心掌握の対象は旧六国の貴族や功臣達であって、民はあまり考慮に入れられていない。封国されるのも、官吏として地方に派遣されるのも、全てが特権階級に属する人間であるという事である。因って民にしてみれば郡国制であろうが、郡県制であろうが、負担額はたいした変化がないはずである。逆に言えば、郡国制の弊害のほうがより郡県制と比較して増加する可能性もある。これはあくまでも可能性の問題であるが、郡国制に於いては封国によって税率が異なり、且つ労役の違い等が現実面に於いて表面化される事もある。逆に中央一括であれば税率や労役の基準化を想定するのは容易で

ある。因ってこの点についての私の見解を「賦」・「傳」・「更」・「計」の四点から考えてみる。

先ず「賦」について検討する。高祖十一年（前一九六）年二月に以下の如き条文がある。

一：賦の甚だしきを省くことを欲す。今、獻、未だ程有らず、吏、或いは多くの賦、以つて獻と爲し、而して諸侯王、尤も多く、民、之を疾とす。諸侯王・通侯、常に十月を以つて朝獻せしめ、及び郡、各々其の口數を以つて率させ、人、歳六十三錢、以つて獻費に給う。（『漢書』高祖紀第一下）<sup>①</sup>

この一の条文を検討するに、諸侯王や諸侯には毎年十月に朝覲させ、郡には毎年一人当たり六十三錢を持つて献上せよと命令を出している。この一の条文に対して師古は以下の如く註を付記している。

二：諸侯王、其の國中を賦とし、以つて獻物と爲す。又、郡に多きは、故に百姓、之に疾苦す。（『漢書』高祖紀第一下）<sup>②</sup>

諸侯王は國中の賦を献上物とし、郡の多くは百姓が高い税率に苦しんでいるとしている。因って郡県制が施行されている直轄領に於いては、郡国制の諸侯王地とは異なり税費が軽減されている。逆に言えば、一の条文の「而諸侯王尤多民疾之」という記載が見られるように、封建制が施行された諸侯王の地では、税率が高い事により民が困苦していると高祖は憂慮しているのである。この理由としては、封地が都長安より遠方であり、また異民族と接する諸国に於いては軍事費の捻出等を目的として税率が高い事も考えられるのである。この一の条文高祖十一年（前一九六）年二月以後、呉楚七国の乱が起こるまで高祖十二年（前一九五）年五月<sup>③</sup>、文帝二（前一七八）年九月<sup>④</sup>、文帝十二（前一六八）年三月<sup>⑤</sup>、文帝十三（前一六七）年六月<sup>⑥</sup>、景帝元（前一五六）年五月<sup>⑦</sup>と五回も田

租に対する減税命令が布告されている。そしてこれらの減税に対する詔は、文帝二（前一七八）年九月<sup>19</sup>の条文からも理解できるように天下の民に対して布告されているのである。

また「傳」についてであるが、景帝二（前一五五）年十二月の条文には以下の如き記載がある。

三：天下の男子、年二十にして始めて傳さしむ。（『漢書』景帝紀第四）<sup>20</sup>  
 とある。師古註では「傳」と「附」は同意であるとしている。この「傳」について高祖二（前二〇五）年五月の条文には以下の如き記載がある。

四：漢王、滎陽に屯す。蕭何、關中の老弱未だ傳せざる者を發し、悉く軍に詣さす。（『漢書』高祖紀第一上）<sup>21</sup>

この四の条文について師古は註で「傳は著なり。名籍を著わし、公家の徭役を給う也<sup>22</sup>」とある事から、高祖以来、「傳」を計っている。

「更役」では、昭帝元鳳四（前七七）年春の条文に「更役」について記載があるが<sup>23</sup>、それに如淳は以下の如き註を付記している。

五：食貨志曰く、『月、更卒と爲し、已に復た正と爲し、一歳屯戍、一歳力役、古に三十倍す』と。此れ漢の初め秦法に因りて之を行なう也。後、遂に改易し、讎、乃ち邊に戍すること一歳のみ。（『漢書』昭帝紀第七）<sup>24</sup>

この五の条文内容から考えるに、辺境の守備を行なう「更役」は秦代から存在し、漢代にも引き続き施行されたと記載しているのである。

「上計」については、漢代に行なわれた毎歳郡国から会計吏を上京させて会計報告をさせる制度の事であるが、武帝元光五（前一三〇）年八月に「計」についての条文が記載されている<sup>25</sup>。この「計」には師古が以下の如く註を付記している。

六：計は、上計簿の使なり。郡國毎歳、京師に詣り之を上遣わす。

偕は俱なり。徴する所の人、上計とは俱に來り、而して縣次、之の食を給さしむ。後世、誤を譌り、因つて此の語を承け、遂に總じて上計と謂い計偕と爲す。…中略…云う、秦・漢、諸侯の朝使を謂いて計偕と曰く。<sup>26</sup>

この六の師古註を検討するに、「計」は秦朝期から行なわれており、漢朝も秦制を継承して行なっていたとしている。その事柄は張蒼伝に見る事ができる。

七：遷り計相と爲り、一月、更り列侯を以つて主計と爲ること四歳。

是の時、蕭何、相國と爲り、而して蒼、乃ち秦の時より柱下御史と爲り、天下の圖書・計籍に明習し、又、善く算律曆を用い、故に蒼、列侯を以つて相府に居り、郡國・上計を領主せしむ。（『漢書』張周趙任申屠傳第十二）<sup>27</sup>

この七の条文を検討するに、蕭何が相國であつたのは高祖十一（前一九六）年正月から恵帝二（前一九三）年七月までの事であり、漢初期から郡国を問わず賦税担当者を中央に呼んで報告させている。

以上の四点の税制から考えるに、既に漢初期から封建諸国に対して中央政府は強い影響力を持つていたと考えられる。この事から封建諸国の為政者達は、先ず漢の中央政府に対する賦役や徭役等の負担額の上に、自国の運営を目的として更なる課税を自国民に課した事が考えられる。この場合、封建諸国民にしてみれば二重の負担であり、中央政府の直轄領である郡県制の諸地域のほうが一・二の条文の如く、租税の軽減などの恩恵を賜り易いという事も考慮に入れるべきであると考えられる。

確かに杉村氏が主張されるように「空間的に限界」はありうることは考えられるが、近代化が進められた二十世紀の初頭まで、交通手段の変化は余り考える事ができない。そのような状況下、前漢以後歴代の王朝は

中央集権体制を確立していく。因つて必ずしも「空間的に限界」による郡国制の施行を強調する事は、余りにも早急すぎるのではないか。因つて杉村氏が論拠として挙げてゐる『漢書』卷四十八賈誼伝の内容は、氏が意図的に使用した文章のレトリックであるとも言える。

以上、杉村氏が報告で示された二・三・四項の見解は、論拠が薄弱であると言わねばならない。

### 三、劉邦末期に於ける異姓諸侯王を討伐

この章は、杉村氏が報告の中で自らの見解を示さなかつた個所である。氏は五項で「漢初における郡国制の採用」と題していながら、高祖劉邦が行なつた異姓諸侯王への封建制とその結果について何ら見解を示されていない。私が考えるにこの五項こそが、氏が今回の報告で最も強調したい個所でありながら、劉邦の皇帝即位、即ち高祖五（前二〇二）年から鬼籍する十二（前一九五）年の約七年の間に、長沙王を除いて誅滅された理由についての言及をされず、ただ封建制が行なわれたのみしか強調されていない。この理由こそが氏の見解を覆す最も有効な論拠であると考えられる。

先ず劉邦代末期に於ける異姓諸侯王の討伐を検討する前に、杉村氏が自身の見解を肉付けされている賈誼伝から、郡国制に対する賈誼の思想を検討してみる。

杉村氏は報告のなかで、賈誼の上奏文に着目されて郡県制のデメリットと郡国制のメリットを強調されている。然るに、何故に同じく『漢書』卷四十八賈誼伝の淮南厲王の子弟に対する賈誼の反対の上奏文を検討さ

れていないのかが疑問である。この淮南厲王は文帝六（前一七四）年十一月に謀反の嫌疑によつて廃位された人物であるが、文帝は厲王の子四人を諸侯とし、その後諸侯王として封建する事を望んでいたと『漢書』の賈誼伝には記載されている。この文帝の考えに対して賈誼は上奏文の中で以下のように反対している。

八：淮南王の悖逆亡道、天下、孰か其の罪を知らざらん。陛下、幸いにして赦して之を遷し、自ら疾みて死せり。天下、孰か王の死の當らざるを以わん。今、罪人の子を奉尊せば、適に以つて謗りを天下に負うに足らんのみ。…中略…。淮南は小なりと雖も、黥布嘗て之を用いき。漢存するは、特に幸いなるのみ。夫れ仇人を擅にするは、以つて漢の危くするに足るの資なり。策に於いて便ならず。割りて四つと爲すと雖も、四子、一心なり。〔『漢書』賈誼伝第十八〕<sup>28)</sup>

この上奏文から考えるに賈誼は、厲王の子四人に対しての封国を批判している。では何故に賈誼は杉村氏の取り上げた註七③の条文と、一の条文と二通りの上奏文を必要としたのか。この場合、梁王勝と淮南厲王の出生の検討が必要である。先ず氏の挙げた梁王勝は文帝の末子であり、賈誼は彼の太傅であつた。然るに『漢書』には「梁王勝、馬より墜ちて死す」<sup>29)</sup>と記載があるように、梁王勝は事故死したのである。その上、後嗣が存在しなかつた。

次に淮南厲王は高祖の子供で文帝の弟という立場であり、文帝鬼籍後の皇位継承権を持つ有力者の一人である。故に文帝や代から連れてきた側近たちを中心とする中央政府の大臣たちが警戒していたと考えるのが普通であり、この事から推察するに中央政府の官僚群の一員である賈誼が上奏文の中で厲王の一族を警戒したのは、時代的背景を考えると至極

当然の事なのである。

では官僚としての賈誼の政治観からすると郡国制とは如何なるものであったのか、その点を検討する必要がある。『漢書』賈誼伝の中に彼の郡国制に対する見解と思われる上奏文が記載されている。その中に以下の条文がある。

九：夫れ國を樹て固ければ、必ず相疑うの勢、下は數々其の殃を被り、上は數々其の憂を爽み、甚だ上を安んじて下を全うする所以に非ざる也。〔『漢書』賈誼伝第十八〕<sup>39)</sup>

この九の条文は、郡国制の本来持つ危険性を主張している。その内容は杉村氏がレジュメにとりあげている王綰と李斯の論争の中で、李斯が始皇帝に上奏した内容と類似している。そして賈誼は九の条文に続いて現在漢朝が行なっている政治的施策と郡国制の持つ弊害を文帝に説明しており、十の条文の如く上奏文を続けている。

十：然るに而して少なからず安なるは、何ぞ。大國の王幼弱にて未だ娃ならず、漢の置きし所の傅・相、方に其の事を握る。數年の後、諸侯の王、大抵みな冠し、血氣、方に剛く、漢の傅・相が病と稱して罷を賜らば、彼の丞・尉より以上、偏く私人を置き、かくの如く、淮南、濟北の爲と異なること有らんや。〔『漢書』賈誼伝第十八〕<sup>40)</sup>

この九・十の両文を検討するに、賈誼は郡国制に対して批判的であると考えられる事ができる。要するに郡国制により封建された諸侯王達は、封地に於ける軍事力・経済力を統轄し、また現地の人材を自身の幕僚としてや中央政府への推挙などによる人的結合、これらの地縁的結合や、土地的・人的産業を掌握する事が可能である。そして諸侯王たちの政治が実現されれば漢朝の中央勢力と匹敵、または超越するような事態が危惧さ

れるとの見解を示している。確かに杉村氏が取り上げた註七③の条文のように賈誼は郡国制を奨励している。だがその実、郡国制の批判さえしているのである。

では自身の頭のなかで相反する考えを持つ賈誼の郡国制に対する実態とは如何なるものであるのか。以下に長文であるが賈誼の九・十の条文に続く彼の上奏文を抜粋する。

十一：天下、殺亂し、高皇帝、諸侯と堅び起ち、仄室の勢有りて豫め之に席するに非ずなり。諸公の幸者、乃ち中涓と爲り、其次、廛に舍人を得、材の逮ずは至遠なり。高皇帝、明聖威武を以つて天子の位に即き、膏腴の地を割きて王諸侯を以つてし、多きは百餘城、少なきは乃ち三四十縣、憲渥に至るなり。然るに其の後十年の間、反は九たび起る。陛下、諸公と與に、親しく材を角して之を臣とするに非ざるなり、また身ずから封じて之を王とするに非ずなり、高皇帝より是れ一歳を以つて安するを爲すに能わず。〔『漢書』賈誼伝第十八〕<sup>41)</sup>

これは高祖の封建制度の概要であるが、これはあくまでも異姓諸侯王に対しての批判である。続いて賈誼は、同姓諸侯王についても以下のように批判している。

十二：悼惠王、齊に王たり、元王、楚に王たり、中子、趙に王たり、幽王、淮陽に王たり、共王、梁に王たり、靈王、燕に王たり、靈王、淮南に王たり、六・七の貴人、恙亡ければ、當に是の時、陛下、位に即き、能く治めること爲さんや。臣また陛下の能わずを知るなり。若し此れ諸王、名は臣たりと雖も、實はみな布衣・昆弟の心有り、慮るに帝制に亡不して天子自ら者と爲す。擅に人を爵し、死罪を赦し、甚だしき者、或いは黄屋を

戴き、漢の法令、行なうに非ざるなり。行なうと雖も軌せざる如き 王は、これを令するも聽くを肯んぜず、これを召すもいづくにか致すべけんや。幸いにして來り至るも、法、いづくにか得るべけんや。一つの親戚を動かさば、天下、圍視して起ち、陛下の臣、悍は馮敬如き者有ると雖も、たまたま其の口を啓かば、匕首、已に其の匈に陥いる。陛下、賢と雖も、誰と與に此れを領するか。故に疎なる者、必ず危うく、親なる者、必ず亂れるは、已然の效なり。其れ異姓、疆きを負いて動きし者、漢、已に幸いにして之に勝つも、また其の所依然と易らず。同姓、是の跡を襲けて動くも、即ち徵有り、其の勢、盡く又、複た然り。殃弗の變、未だ移す所を知らず、明帝、これを處するも尚安を以つて能わず、後世、將にこれ如何とするか。〔漢書〕賈誼第十八（三）

この十一・十二の条文は郡国制の弊害を如実に主張している。要するに、賈誼してみれば、高祖期に於ける皇帝と異姓諸侯王の關係は、高祖が未だ帝位に即位する前段階である楚漢抗争中の旧關係を強く残している事から考えて緩やかな同盟關係である事を理由として叛乱対象であると見、同姓諸侯王は血縁關係の深い事、即ち帝位を承ける資格がある事を理由として騒乱の対象となりうると定義している。その上で十二の条文に見られるように高祖劉邦が異姓諸侯王を討伐できたのは天の幸いであるとして、異姓諸侯王の反乱により漢家が滅亡しても不思議ではなかったとさえ論述しているのである。そしてまた十二の条文を詳細に検討してみると、高祖期最後の異姓諸侯王の軍事反乱であった黥布を誅滅したのは高祖十二（前一九五）年十月の事で、高祖が死去したのは同年四月である事から、その間の期間は僅かに六カ月しかなく、その六カ月の間

に劉邦が出した命令は同年三月、即ち高祖が死去する一カ月前に出した「其れ不義有り天子に背いて擅に兵を起こせし者、天下と共に之を誅伐す」（四）とする勅令のみである。その後、漢朝の中央政府の動向は二代目恵帝が若くして死卒し、劉邦の妻であった呂後の專横、そして呂后鬼籍後の呂氏一族による騒乱により地方政權や遠方直轄地への命令系統は著しく混乱し、地方政權への抑制力は大幅に低下したのである。

この歴史の流れは、漢代を研究されている方々には周知の事であろうが、私が思うに杉村氏は重要な事を忘れられているのではないかと言う事である。即ち、賈誼が論述したように、何故に郡国制を国の統治システムとした高祖劉邦が、本稿三章の冒頭で示した私の見解の如く異姓諸侯王を皇帝即位後七年の間に全てを誅滅してしまつたかという事である。確かに杉村氏が主張されるように、『史記』高祖本紀には斉に対して郡国制を施行するように上奏した田肯に対して金五百斤を賜つており、この事から高祖は郡国制の必要性があつたとの見解を示している（五）。併し田肯が高祖に上奏したのが高祖六（二〇一）年十二月の事柄であり、この年数と月数は楚漢の抗争が集結して劉邦が皇帝即位した十カ月後の事である。確かに斉国は氏の言われるとおり約一年間の直轄統治から封建による郡国制へと移行している。では斉国は如何なる国なのか。基本的には註三十四の田肯の上奏文の内容の如く、旧秦国と匹敵する広大な国土と大兵力を擁する大国であり、統治し難い土地である。然るに斉国は、しばしば歴史上を動かす国家でもある。春秋五霸の筆頭である桓公を始めとして、楚漢抗争期に於いては項羽の封建した斉王田都に対して他の田氏一族が反発し、項羽の命令に対して反乱を起こし、その事から項羽は漢と斉に対して二正面作戦を展開せざるをえず、楚の項羽が漢の劉邦に敗退した要因の一つとしても考えられるのである。そのような状



況下、劉邦が楚との戦争を優位に進める過程として斉国を自身の勢力下に入れるべく韓信を派遣し占領させた。その上で韓信の「假王」に即位させて欲しいとの上奏文に対して、劉邦は張良たちの建言を受け入れて韓信を斉国の正王とし封建したのである<sup>36</sup>。この事は、劉邦のみならず中央政府の知能集団達が韓信に対して劉邦の幕臣である事の存在意義と、楚漢抗争期に於ける斉国の重要性を認識していた事になる。だが項羽が鬼籍した高祖五(前二〇二)年十二月の翌月正月には、韓信を楚王として新たに封建し、斉国を劉邦の直轄地として編制しなおしているのである<sup>37</sup>。これは如何に漢朝の中央政府が斉国を重要視していたかの裏づけであり、韓信を畏怖していた事の表明でもある。然るに韓信の楚王への封建は、韓信が楚国出身者であり、楚国もまた斉国と同様に広大な国土と大兵力を有していた事から左遷人事ではない。だが楚国は項羽の出身地でもあり長江を国境とする重要な地であり、楚漢抗争終了後も未だに漢朝よりも項羽に心服していた民も多く存在していたはずであり、韓信にしてみれば一からの国造りに等しく、斉国を統治するよりも困難であったと考えるべきである。だが韓信を恐れる中央政府の群臣達は、謀反の嫌疑により翌高祖六(前二〇一)年十二月には陳平の計略によって韓信を捕縛し<sup>38</sup>、楚王の地位を剥奪しているのである。その状況下、田肯は韓信を捕縛した事を祝賀し、その上で註三十四の上奏を劉邦に上奉するのである。

では高祖五(前二〇二)年正月から高祖六(前二〇一)年十二月まで約一年間に於ける中央政府と韓信の動きは如何なる事を意味しており、田肯の上奏文の背後にある内容を汲み取ってみたい。漢朝の成立初期、楚漢抗争期に於ける有功者を封建するのは当然必要であり、その事は韓信も同様であった。併し、高祖六(前二〇一)年正月に劉賈を荊王、劉

交を楚王、劉喜を代王、劉肥を斉王として封建するまで<sup>39</sup>、劉氏一族は誰一人諸侯王として封建されておらず、異姓諸侯王が天下の大多数の要地を保有していた。因って劉邦は自身鬼籍後の劉氏勢力の推移を考え、強大な異姓諸侯王に対する布石として、未だ若年なりと雖も、劉氏一族を各地の要地に封建し、彼等異姓諸侯王への牽制の意図があったと考えるのが妥当であろう。因って確かに『史記』の記載を鵜呑みにすれば、郡国制が漢朝の正規のスタンスであったと見る事も可能ではある。だが強大な異姓諸侯王に対するには、斉国や楚国の強大な国家を郡県制として分割統治させるよりも、田肯が上奏文の中で主張するように「親子弟」による一括統治をさせるほうがより安全であったのである。だがこれはあくまでも異姓諸侯王への牽制であり、高祖劉邦が異姓諸侯王への誅滅を急いだ理由は何か、についての説明には至っていない。異姓諸侯王から同姓諸侯王への移行、単にそのみだけであろうか。その疑問について、私の見解を書かせていただく。

郡国制と郡県制、特に郡県制を施行するうえで何が必要なのか。最も重要な事柄は、皇帝の意向を各地に伝播させ、正確に皇帝の命令を下部組織まで伝える官僚制の存在ではないかと私は考える。マックス・ヴェーバーの見解を借りれば、「血も涙もない、組織化された官僚制」<sup>40</sup>、これこそが郡県制を支えるバックボーンではなかるうか。然るに杉村氏が自身の見解の論拠付けに示された田肯の上奏文は、田肯が奏上したのが高祖六(前二〇一)年、その上、斉国は七十餘城を保有する広大な国土を持ち、それらの城邑を直接統治するためには官僚の育成がおいつかず、官僚の人数が足りなかった事が理由ではないか。

この問題を解明する上で、秦末の郡県制を検討する必要がある。秦は上述したように未だ中国全土を統一する以前の秦王国時代、商鞅以来法

家思想を国策の中心に据えてきた国家ではあるが、秦が戦国末期に於いて他の領域国家を併呑していく過程の中で、他国の統治システムとの融合を図らなければならなくなる。これが従来から行なわれてきた封建勢力の根幹である宗族制度なのである。秦帝国では、都咸陽を中心とする畿内、即ち、旧秦国内に於いて宗族制度をかなり打破していたと考えられるが、新しく占領した地域に於いては、後世の史家が考えるような強力な郡県制の施行は未だ成されておらず、かなり緩やかな郡県制であり、

中央から派遣された秦の官僚たちは、地域に根付いた旧封建勢力を自身幕下に取り込む事が必要であったと考えるのが妥当である。この状況には始皇帝による中国統一過程が速やかに行なわれた事も一つの要因である。即ち速やかに行なわれたために、民がその急激な改革に順応できなかった事と、郡県制を施行すべき官僚の育成がおいつかなかった事が要因なのである。この事は、陳勝・呉広の農民反乱の際、比較的スムーズに反乱規模が拡大し、それに反比例して秦帝国による反乱鎮圧には多大な時間がかかり、又、楚の懐王の如く反秦をスローガンとする旧六国勢力の復興が迅速に行なわれた事からも推測する事ができる。また前漢の高祖劉邦が沛県で秦帝国打倒に挙兵した際、以後、項羽との五年間に続く楚漢抗争、そして漢建国から初期段階を支えた蕭何や曹参もまた、沛県の官吏であったが、秦の中央からの派遣ではなく、沛県出身の封建勢力であり、劉邦の挙兵と共に県令を殺害して劉邦に帰属している事からも推察できる。この流れは秦帝国が滅亡すると、劉邦の封建勢力への妥協からも見る事ができる。この場合、漢王朝の郡国制は、確かに一面的には旧封建勢力に阿諛したと見る事もできるが、一面的には前漢王朝の都が長安で、秦の都咸陽の近辺という有利な地理的条件であった事から、都長安の周辺は秦代からの影響により封建勢力が駆逐されており、

郡県制が施行しやすかったと見なす事もできる。だが長安を中心とする旧秦王国以外の地域では依然として宗族制が強く社会システムの主体を構築しており、前漢の高祖劉邦が、中央集権体制の構築を意図しながらも、儒家の叔孫通を登用し、彼に礼制システムを構築させたのは、専制君主であろうとする皇帝が、現実に存在し、土着勢力として力を持つ封建勢力の宗族に対して妥協せざるをえなかった事を示していると考えることができるのである。

併し反面、宗族制打破を意図した政治施策が行なわれている。高祖九（前一九八）年十一月に以下のような条文がある。

六：秦中は新たに破れて民少なく、地肥饒なり。益實す可し。夫れ諸侯初めて起りし時、齊の諸田、楚の昭・屈・景に非ざれば、興るもの莫かりき。今、陛下、關中に都すと雖も、實に民少なく、北に胡寇に近く、東に六國の疆族有り。一日、變有らば、陛下も亦未だ枕を安んじて臥するを得らずなり。臣願はくは、陛下、齊の諸田、楚の昭・屈・景・燕・趙・韓・魏の後、及び豪傑名家を徙して、且つ關中に實させよ。事無くば、以つて胡に備う可く、諸侯、變有らば、亦、率いて以つて東伐するに足らん。此れ本を彊くし末を弱くするの術なり。（『漢書』酈陸朱劉叔孫傳第十三）<sup>①</sup>

この六の条文を上奏したのは劉敬であるが、高祖はこの上奏に従い旧六國の王族や貴族達は郡国制に於いても郡県制に於いても潜在的に反乱勢力であると考え、「乃ち劉敬をして、言いし所、關中に徙すこと十餘萬口<sup>②</sup>」と記載するように彼等を首都長安に集めたのである。この事からも、周代から続く宗族制に拠る有力者の存在を恐れざるを得なかったのである。

然るに漢代初期の官僚機構を考えるに、上述した皇帝の意図を下部組

織に浸透させる事を企図するためには、官僚の養成が必要である。然るに高祖以下、歴代の皇帝が郡国制より中央集権体制を意図していた事は、各地の封建諸侯王の宰相として中央政府から官吏を派遣していた事からも考えられる。この場合は、郡県制と異なり官僚の人数は僅かであり、また宰相として派遣されるという事は封建諸侯王の政治的・軍事的権限を大幅に剥奪、または抑圧する事ができるといふ利点があり、欠点としては中央の優秀な人材が地方官として派遣される事から減少する事が考えられるが、封建諸侯の勢力を抑圧するには効果的な政策であると言える。彼等地方に派遣される官僚の多くは郎官を経て官僚となるコースをたどる。これは皇帝としてではなく、天子として内朝に私官を多数養成し、天子は彼等個々人と個人的関係を結んだのである。それ故、郎官を経た官僚たちは、地方政権に於いて地場勢力と癒着する事なく、ただ天子の利益のみを目的として中央勢力の地方への拡大を意図して行動したのである。そして郡県制を軸とする中央集権化へのプロセスで重要な事は、彼等官僚が毎年、必要に応じて地方から供給される機構（郷挙里選）を構築する事だったのである。武帝期に中央集権化が飛躍的に展開したのは、文帝期から景帝期を経て実施されてきた官僚養成プログラムが円滑化した表れであると私は考えている。

以上の事を考慮するに、杉村氏の見解である前漢期の政治施策として、郡国制を主なスタンスとしたのではなく、従来の学説である郡県制を施行する事を目的としたが、その反面、郡国制を併用せざるを得なかったという見解を採るほうが、より当時の時代を研究するうえで妥当であると考えられ、因って杉村氏の見解は、論拠が薄弱であると言わねばならない。

#### 四、文帝期に於ける郡国制

最後の項目となるが、杉村氏は前漢期に行なわれた郡国制が政治スタンスとしての正当性を主張する事を意図して、文帝期にも封国制が継続して行なわれていた事を『漢書』の文帝紀から列挙されて、自己の見解の正当化をされている。即ち文帝期には、文帝三（前一七七）年には済北王劉興居、文帝六（前一七四）年には淮南王劉長と、二人の諸侯王による謀反が起きているが、文帝十六（前一六四）年には猶も劉氏一族を諸侯王として封建している事からも、前漢期に於ける郡国制が郡県制より重きをなしていたより明確な実例であるとの見解を示されている。併しこの杉村氏の見解にも検討の必要があると私は考える。

先ず文帝期に行なわれた謀反についてであるが、先ず文帝三（前一七七）年の済北王劉興居の謀反を検討してみる。これは時代を遡る事三年、文帝即位期の歴史的推移の検討が必要である。即ち、高祖鬼籍後、高祖の夫人である呂后が専権をふるい、二代目恵帝鬼籍後には幼皇帝を擁立して劉氏より「皇帝権」と「天子権」を剥奪し、猶且つ呂氏一族を三人諸侯王として封建した。この呂氏一族の専横に対して高祖の功臣を中心とする中央政府の大臣達は、呂后鬼籍後、呂氏一族への誅滅を企図した。その流れのなかで劉氏一族としては、中央に居た二人の弟たちの説得により<sup>48</sup> 齊王襄のみが軍事行動を興して呂氏一族を外圧的に牽制し、中央政府に於ける大臣達の軍事クーデターを成功に導いている。その上で齊王襄は、中央政府の政権を呂氏一族から劉氏一族に奪回させた功績として、次期皇帝としての最有力候補という立場になった。

だが中央政府の大臣達の動きは、必ずしも齊王襄の思惑通りの展開は

しなかつた。呂氏一族の誅滅の後、次期皇帝位を巡って大臣達が会議をしている。

七：大臣皆曰く、「呂氏、外家の悪しきを以つてして、幾ど宗廟を危くし功臣を亂せり。今、齊王の母の家は駟鈞にして、駟鈞、悪人なり。來し齊王を立てなば、則ち復た呂氏と爲らん」と。淮南王を立てんと欲す。以爲えらく、少くして母の家、又、悪しと。迺ち曰く、「代王、方今、高帝の見子にして、最も長じ、仁孝寛厚なり。太后の家、薄氏は謹良なり。且つ長を立てるは故に順なり。仁孝を以つて天下に聞ゆるは事は便なり」と。『史記』呂后本紀第九 呂后八(前一八〇)年八月の条文<sup>④</sup>

この七の条文では、次期皇帝として齊王・淮南王・代王の三人の名前が挙げられている。この状況までは齊王襄の思惑に沿っている。併しここから齊王の思惑と大臣達との考えに食い違いが表面化してくる。即ち、齊王と淮南王は、外戚の権力が強い事から第二の呂后となる可能性が潜在的に強いと危惧していた。然るに代王の外戚である薄家は謹直善良なる人柄である事から呂氏一族の如く政治を専横する心配はないと結論付け、齊王と淮南王の皇帝即位に対して反対している。その上で、代王自身の人柄も「仁孝寛厚」である事から天子となるには問題が無いと結論付けているのである。要するに、中央政府の大臣達にしてみれば、次期皇帝を選定する要素としては、天子個人としての人柄よりも、呂后のような劉氏一族が保有すべきである「天子権」を奪取しかねない外戚の出現を極度に恐れたのである。この事から、外戚関係の稀薄な代王を次期皇帝として即位させる事に中央政府の結論は一致したのである。

ここに「皇帝権」と「天子権」の相違がある。「皇帝権」は人為的権力に立脚し、「天子権」は自然的権力に立脚する。「皇帝権」は劉邦が高

祖六(前二〇二)年二月に汜水の陽で皇帝として即位した際に「寡人聞く、帝は賢者の有なり<sup>⑤</sup>」と記載があるように、人間として賢なる人物が即位すべきであると高祖自身が主張している<sup>⑥</sup>。即ち、「皇帝権」とは賢良なる人物であるならば誰でも即位が可能なのである。然るに「天子権」は、徳が有り、天から決められた人物しか即位できないという違いがある。その事から本稿第三章に論述した官僚システムと関連付けて検討してみる。上述した「郎官」を経て地方に派遣された官僚達は、天子の私官という立場出身である事から天子と特異的な人的関係を構築して天子の政治の地方に於ける手足となる。然るに文帝即位に於ける中央政府の大臣達の言動は、中心人物である周勃や陳平が高祖期の功臣である事から考えると、高祖と個人的な結合力が強く、後世の郎官と同じ立場である。だが大臣達と後世の官僚達との違いは、その考えの相違である。官僚構造はマックス・ヴェーバーの定義する所では、例えば国家機構の軸となる官僚システムは、為政者が代わったとしても次の日から前為政者と同様に仕事をこなすことができるのであり、このような官僚システムに於いては、官僚自体は職務に忠実であればよいのであり、為政者に対する忠誠の必要はない。然るに文帝即位に活躍した大臣達は、劉氏一族に「天子権」を限定している。因って文帝即位期に於いては、官僚としての萌芽的要因は見られるが、未だにマックス・ヴェーバーが定義する官僚システムの構築まで至っていないのである。

このような時代の流れのなかで齊王襄が文帝元(前一七九)年に病氣によって死去しており、その代わり齊王襄に出兵を促した弟の劉章・劉興居を文帝二(前一七八)年の三月にそれぞれ諸侯王として封建している。それに劉章が封建された城陽も、劉興居が封建された濟北も、全て斉国に属する国であり、斉国もまた劉襄の子供である劉則が齊王として

封建されている。これは高祖六（前二〇一）年十二月に田肯が奏上したように斉国は峻険で広大、そして肥沃な土地を保有し、農・海産物や諸産業など経済的にも豊潤であり、最も警戒すべき諸侯王国である。故に、呂氏族滅と文帝即位の功績に対する論功行賞という形式での斉国分割封建は、確かに氏が言われるとおり郡国制を引き続き行なった論拠付けにはなりうるが、逆に言えば中央集権化を目論む文帝を中心とする中央政府としてみれば、未だ文帝が即位してからの日も浅く、政治基盤を安定しておらず、呂氏族滅に対して積極的に加担した斉王襄の近親達や広大な斉国を警戒した事は想像に難くない。因って論功行賞という名目で、斉国を分割相続させて彼等の勢力を弱めたと考える事も可能ではないか。

また杉村氏が取りあげる文帝六（前一七四）年の十一月に起きた淮南王劉長の反乱も、軍事的行動が起こされておらず、ただ謀反を計画しただけである。この場合もやはり疑問点がある。氏のあげた『漢書』や『史記』に記載された条文の字義通り受け取るなら反乱であるかも知れない。併し、本当に反乱を計画したのであるか。即ち、劉長が都長安に居たならば、軍事行動を起こす事は不可能であるかも知れないが、然るに封国である淮南に居ながら軍事行動を起こさない事は疑問ではないか。劉長にしてみれば謀反が失敗という結果に終われば、自身の処刑か領地没収という重罪であり、この企ては乗るか反るかの大博打である。それを計画だけして直接行動を起こさないのは余りにも不自然といえよう。また漢の中央政府の直轄軍も軍事行動を起こしていない事も不自然なのである。これには漢の中央政府と、封建諸国王に宰相として派遣された人物との間に何等かの密約があったのではないか。この点は史料上の制限があるために確証を示す事ができない。だが文帝十六（前一六四）

年の封建にしても、斉悼恵王の王子六人は斉国を分割して、淮南厲王の王子三人には淮南国を分割して相続させている事から、封建諸侯国に対して羈縻政策を施行しながら弱体化させる意図があったと考える事ができるのではなからうか。

これらの歴史的流れを見るに、景帝三（前一五四）年正月に起きた呉楚七国の乱は、これら中央政府による封建諸国に対する弱体化政策が表面化したために起きた反乱であり、これには文帝の時代から整備されてきた官僚制が完成してきた結果でもあろう。即ち、前漢期に於ける官僚は国家、特に漢の中央政府と天子に対して責任を負うものであり、漢という中央の幹を強くする代わりに、枝である各封建諸国を弱体化させる政策を施行したのである。それが景帝期に呉楚七国の乱として具象化したのであろう。逆に景帝が呉楚七国の乱の鎮圧過程で封建諸侯王を滅亡させたり、弱体化させたりした結果からこそ、景帝の次代皇帝である武帝期に皇帝権が確立したのではなからうか。即ち、各地に対する郷拳里選<sup>⑤</sup>の遂行が可能になった事により、毎年、平均的な人数の官僚を中央政府が地方官として供給する事が可能となり、これによって高祖劉邦から歴代皇帝の念願であった郡県制の施行が可能になったと考える事ができるのである。

##### 五、結語

結語として、確かに前漢代末まで郡国制が施行されていたのは事実である。併し、それが本当に当時の政治意図を検討した事になるのであるか。結果を見て歴史を判断するのではなく、推移を見て結果を判断すべきである。

即ち、結論的に言うならば杉村氏が報告された見解である前漢期の政治スタンスは、郡国制から郡県制への意図せざる政治的推移だったのでなく、従来の学説である「一元的に統治しなかったが、現実の状況からやむをえず封建制を折衷して郡国制を採用した」という見解が正当性を持つていると考えられるのである。

併し、この結論を出す前提として、高祖劉邦が都長安近郊に於いて施行されたとする「郡県制」をより明確に検討する必要があると考えられる。その点については、現在作成中の博士論文の中で検討したいと思っている。

## 註

(1) …郡国制。漢代の地方制度。郡県制と封建制を併用したものの。漢の

高祖は秦の滅亡にかんがみ、また統一に功績のあつたものを優遇する意味から、首都長安を中心とする政治経済の中心地域と、西北の軍事的に重要な地域は直轄地として郡を置く一方、関中以東および南の旧六国の故地には一族功臣を分封して皇室の藩屏とした。しかし高祖は、これら王国が独立した実力を有することを深く恐れ、徐々に巧妙な手段で王国のとりつぶしを行い、高祖末年には異姓の王国はほとんどのぞかれた。残る劉氏一族の王国も文帝・景帝の間に圧迫が加えられ、これに抗して呉楚七国の乱が起きたが、わずか三カ月で平定され、乱後、王国の権力は大いに削減された。さらに武帝は、推恩の令など各種の禁令によって王国の力を削ぎ、その結果は郡国制とは名のみで、じつは郡県制と変わらなくなった。（『東洋史辞典』二四一頁）

(2) …修辭学。もとは雄弁術に関する専門の学問をいつたが、現在は語

句・文章の表現効果を高める技術の意味。しかし、外面ばかりはなやかに飾りたてた内容空疎な作品、または表現を非難してこの語を使う場合が多い。

(3) …天下初定、骨肉同姓少、故廣彊庶孽、以鎮撫四海、用承衛天子也。

漢定百年之間、親屬益疏、諸侯或驕奢、埃邪臣計謀爲淫亂、大者叛逆、小者不軌于法、以危其命、殞身亡國。天子觀於上古、然後加惠、使諸侯得推恩分子弟國邑、故齊分爲七、趙分爲六、梁分爲五、淮南分三、及天子支庶子爲王、王子支庶爲侯、百有餘焉。吳楚時、前後諸侯或以適削地、是以燕、代無北邊郡、吳、淮南、長沙無南邊郡、齊、趙、梁、楚支郡名山陂海成納於漢。諸侯稍微、大國不過十餘城、小侯不過數十里、上足以奉貢職、下足以供養祭祀、以蕃輔京師。而漢郡八九十、形錯諸侯間、犬牙相臨、秉其阨塞地利、彊本幹、弱枝葉之勢、尊卑明而萬事各得其所矣。（『史記』卷十七漢興以來諸侯王年表）

(4) …高祖創業、日不暇給、孝惠享國又淺、高后女主攝位、而海內晏如、亡狂狡之憂、卒折諸呂之難、成太宗之業者、亦賴之於諸侯也。然諸侯原本以大、末流濫以致溢、小者淫荒越法、大者睽孤橫逆、以害身喪國。故文帝采賈生之議分齊、趙、景帝用鼂錯之計削吳、楚。武帝施主父之冊、下推恩之令、使諸侯王得分戶邑以封子弟、不行黜陟、而藩國自折。自此以來、齊分爲七趙分爲六、梁分爲五、淮南分爲三。皇子始立者、大國不過十餘城。長沙、燕、代雖有旧名、皆亡南北邊矣、景遭七國之難、仰損諸侯、滅黜其官。武有衡山、淮南之謀、作左官之律、設附益之法、諸侯惟得衣食稅租、不與政事。（『漢書』卷十四諸侯王表）

- (5) ……丞相綰等言「諸侯初破、燕、齊、荊地遠、不爲置王、毋以填之。請立諸子、唯上幸許。」始皇下其議於羣臣、羣臣皆以爲便。廷尉李斯議曰「周文武所封子弟同姓甚衆、然後屬疏遠、相攻擊如仇讎、諸侯更相誅伐、周天子弗能禁止。今海內 陛下神靈一統、皆爲郡縣、諸子功臣以公賦稅重賞賜之、甚足易制。天下無異意、則安寧之術也。置諸侯不便。」始皇曰「天下共苦戰鬪不休、以有諸王。宗廟、天下初定、又復立國、是樹兵也、而求其寧息、豈不難哉。廷尉議是」。〔『史記』卷六秦始皇本紀〕
- (6) ……ここでの「人民」という語句を使用する事は、不適切と言うべきである。何故ならば、「人民」という語句は、社会主義思想の下での使用方法であり、当時の社会体制を論述するうえで不適切である。
- (7) ……①二世元年七月、發閩左適戍漁陽、九百人屯大澤鄉。陳勝、吳廣皆次當行、爲屯長。會天大雨、道不通、度已失期。失期、法皆斬。〔『史記』卷四十八陳涉世家〕  
②高祖以亭長爲縣送徒酈山、徒多道亡。自度比至皆亡之、到豐西澤中、止飲、夜乃解所送徒。曰「公等皆去、吾亦從此逝矣。」徒中壯士願從者十餘人。〔『史記』卷八高祖本紀〕  
③今淮南地遠者或數千里、越兩諸侯、而縣屬於漢。其吏民徭役往來長安者、自悉而補中道衣敝、錢用諸費稱此、其苦屬漢而欲得王至甚、逋逃而歸諸侯者已不少矣。〔『漢書』卷四十八賈誼傳〕
- (8) ……板野長八著 『中国古代における人間観の展開』(岩波書店、一九七二年) 第一章「孔子」
- (9) ……上掲註八と同じ。
- (10) ……板野長八著 『中国古代における人間観の展開』(岩波書店、一九七二年) 第十章「韓非」・第十二章「忠孝篇と楽論篇」
- (11) ……商鞅。戦国の秦の改革家。衛の公子として生れ、公孫鞅あるいは衛鞅と称した。はじめ魏に仕えて用いられず、前三六一年魏を去つて秦の孝公に仕え、富国強兵を目ざして大改革を断行した。すなわち血族集団あるいは大家族の分解、土地制度の改革、隣組制度による治安維持の強化、郡県制の施行、軍功による授爵などがそのおもなものである。これらの改革によって秦は富強となり、その功績によって商(陝西)に封じられ、商鞅あるいは商君と称した。しかし彼の強制的な改革は宗室貴族の間に大きな反感をよび、孝公が没するととらわれて車裂きの刑に処せられた。なお彼の改革はのちの秦漢の古代統一帝国形成の萌芽と見られる点に大きな意義が認められる。また商鞅の学説を伝えたものに「商子」(『商君書』)五巻がある。〔『東洋史辞典』四〇六頁〕
- (12) ……欲省賦甚。今獻未有程、吏或多賦以爲獻、而諸侯王尤多、民疾之。令諸侯王通侯常以十月朝獻、及郡各以其口數率、人歲六十三錢、以給獻費。
- (13) ……諸侯王賦其國中、以爲獻物。又多於郡、故百姓疾苦之。
- (14) ……減田租、復十五稅一。〔『漢書』惠帝紀第二〕
- (15) ……詔曰、「農、天下之大本也、民所恃以生也、而民或不務本而事末、故生不遂。朕憂其然、故今茲親率羣臣農以勸之。其賜天下民今年田租之半」。〔『漢書』文帝紀第四〕
- (16) ……其賜農民今年租稅之半。〔『漢書』文帝紀第四〕
- (17) ……詔曰、「農、天下之本、務莫大焉。今廩身從事、而有租稅之賦、是謂本末者無以異也、其於勸農之道未備。其除田之租稅」。〔『漢書』文帝紀第四〕

- (18) …令田半租。〔漢書〕景帝紀第五)
- (19) …上揭註十五と同じ。
- (20) …令天下男子年二十始傅。
- (21) …漢王屯滎陽。蕭何發關中老弱未傅者悉詣軍。
- (22) …傳、著也。言著名籍、給公家徭役也。
- (23) …母收四年、五年口賦。〔漢書〕昭帝紀第七)
- (24) …食貨志曰、『月爲更卒、已復爲正、一歲屯戍、一歲力役、三十倍於古』。此漢初因秦法而行之也。後遂改易、有謫乃戍邊一歲耳。
- (25) …徵吏民有明當時之務、習先聖之術者、縣次續食、令與計偕。〔漢書〕武帝紀第六)
- (26) …計者、上計簿使也。郡國每歲遣詣京師上之。偕者、俱也。令所徵之人與上計者俱來、而縣次給之食。後世譌誤、因承此語、遂總謂上計爲計偕。…中略…云秦漢謂諸侯朝使曰計偕。
- (27) …遷爲計相、一月、更以列侯爲主計四歲。是時蕭何爲相國、而蒼乃自秦時爲柱下御史、明習天下圖書計籍、又善用算律曆、故令蒼以列侯居相府、領主郡國上計。
- (28) …淮南王之悖逆亡道、天下孰不知其梟、陛下幸而赦遷之、自疾而死。天下孰以王死之不當。今奉尊罪人之子、適足以負謗於天下耳。…中略…淮南雖小、黥布嘗用之矣。漢存特幸耳。夫擅仇人足以危漢之資、於策不便。雖割而爲四、四子一心也。
- (29) …梁王勝墜馬死。〔漢書〕賈誼傳第十八)
- (30) …夫樹國固必相疑之勢、下數被其殃、上數爽其憂、甚非所以安上而全下也。
- (31) …然而天下少安、何也。大國之王幼弱未娃、漢之所置傅相方握其事。數年之後、諸侯之王大抵皆冠、血氣方剛、漢之傅相稱病而賜罷、
- (32) …彼自丞尉以上偏置私人、如此、有異淮南、濟北之爲邪。
- (32) …天下殺亂、高皇帝與諸侯堅起、非有仄室之勢以豫席之也。諸公幸者、乃爲中涓、其次庶得舍人、材之不逮至遠也。高皇帝以明聖威武即天子位、割膏腴之地以王諸侯、多者百餘城、少者乃三四十縣、惠至渥也。然其後十年之間、反者九起。陛下之與諸公、非親角材而臣之也、又非身封王之也、自高皇帝不能以是一歲爲安。
- (33) …悼惠王王齊、元王王楚、中子王趙、幽王王淮陽、共王王梁、靈王王燕、厲王王淮南、六七貴人皆亡恙、當是時陛下即位、能爲治虐。臣又知陛下之不能也。若此諸王、雖名爲臣、實皆有布衣昆弟之心、慮亡不帝制而天子自爲者。擅爵人、赦死罪、甚者或戴黃屋、漢法令非行也。雖行不軌如王者、令之不肯聽、召之安可致乎。幸而來至、法安可得加。動一親戚、天下圍視而起、陛下之臣雖有悍如馮敬者、適啓其口、匕首已陷其匈矣。陛下雖賢、誰與領此。故疎者必危、親者必亂、已然之效也。其異姓負彊而動者、漢已幸勝之矣、又不易其所以然。同姓襲是跡而動、來有徵矣、其勢盡又復然。殃弗之變、未知所移、明帝處之尚不能以安、後世將如之何。
- (34) …其有不義背天子擅起兵者、與天下共誅伐之。
- (35) …十二月、人有上變事告楚王信謀反、上問左右、左右爭欲擊之。用陳平計、乃偽遊雲夢、會諸侯於陳、楚王信迎、來因執之。是日、大赦天下。田肯賀、因說高祖曰「陛下得韓信、又治秦中。秦、形勝之國、帶河山之險、縣隔千里、持戟百萬、秦得百二焉。地執便利、其以下兵於諸侯、譬猶居高屋之上建水也。夫齊、東有琅邪、來墨之饒、南有泰山之固、西有濁河之限、北有渤海之利。地方二千里、持戟百萬、縣隔千里之外、齊得十二焉。故此東西秦也。非親子弟、莫可使王齊矣。」高祖曰「善。」賜黃金五百斤。後十餘日、



- 封韓信爲淮陰侯、分其地爲二國。高祖曰將軍劉賈數有功、以爲荊王、王淮東。弟交爲楚王、王淮西。子肥爲齊王、王七十餘城、民能齊言者皆屬齊。乃論功、與諸列侯剖符行封。徙韓王信太原。(『史記』卷八高祖本紀)
- (36) …韓信已破齊、使人言曰「齊邊楚、權輕、不爲假王、恐不能安齊」。漢王怒、欲攻之。張良曰「不如因而立之、使自爲守」。春二月、遣張良操印、立韓信爲齊王。(『漢書』高帝紀第一上)
- (37) …下令曰、「楚地已定、義帝亡後、欲存恤楚衆、以定其主。齊王信習楚風俗、更立爲楚王」。(『漢書』高帝紀第一下)
- (38) …人告楚王信謀反、上問左右、左右爭欲擊之。用陳平計、乃僞游雲夢。十二月、會諸侯于陳、楚王信迎謁、因執之。(『漢書』高帝紀第一下)
- (39) …春正月丙午、韓王信等奏請以故東陽郡、鄆郡、吳郡五十三縣立劉賈爲荊王、以碭郡、薛郡、郟郡三十六縣立弟文信君交爲楚王。壬子、以雲中、雁門、代郡五十三縣立兄宜信侯喜爲代王、以膠東、膠西、臨淄、濟北、博陽、城陽郡七十三縣立子肥爲齊王。(『漢書』高帝紀第一下)
- (40) …マックス・ヴェーバー著 世良晃志郎訳 『支配の社会学I』(創文社、二〇〇一年第二四刷発行) 第九章第三節の要約
- (41) …秦中新破少民、地肥饒。可益實。夫諸侯初起時、非齊諸田、楚昭・屈・景、莫興。今、陛下雖都關中、實少民、北近胡寇、東有六國彊族。一日有變有、陛下亦未得安枕而臥也。臣願陛下徙齊諸田、楚昭・屈・景、燕・趙・韓・魏後、及豪傑名家、且實關中。無事、可以備胡、諸侯有變、亦足率以東伐。此疆本弱末之術也。
- (42) …乃使劉敬、徙所言關中十餘萬口。
- (43) …時齊悼惠王子朱癩侯章在京師、以祿女爲姑、知其謀、乃使人告兄齊王、令發兵西。章欲與太尉勃、丞相平爲內應、以誅諸呂。齊王遂發兵、又詐琅邪王澤發其國兵、怛將而西。(『漢書』高后紀第三)
- (44) …大臣皆曰、「呂氏以外家惡、而幾危宗廟亂功臣。今齊王母家駟鈞、駟鈞惡人也。來立齊王、則復爲呂氏」。欲立淮南王。以爲、少母家又惡。迺曰、「代王、方今高帝見子、最長、仁孝寬厚。太后家、薄氏謹良。且立長故順。以仁孝聞於天下便」。
- (45) …寡人聞帝者賢者有也。(『漢書』高帝紀第一下)
- (46) …好並隆司著 『前漢政治史研究』(研文出版、二〇〇四年) 第一章「秦漢時代の天子と皇帝」
- (47) …選舉(郷挙里選)。漢代に行なわれた官吏任用の法。他薦本位である点が、後世の科挙と異なる。前漢時代には官吏の任用は地方の自治を重んじ、郷・里の有力者が地方長官と合議の上で選舉した。(『東洋史辞典』四八一頁)